

○特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則

令和元年 8 月 1 日規則第 12 号

改正

令和元年 8 月 28 日規則第 16 号

令和 3 年 1 月 18 日規則第 2 号

特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の締結する契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）の取扱い等に関し、高松市契約規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 6 号。以下「契約規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「欧州連合等の供給者」、「物品等」、「特定役務」及び「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第 2 条に規定する欧州連合等の供給者、物品等、特定役務及び一連の調達契約をいう。

(一般競争入札参加者の資格に関する審査等)

第 3 条 市長は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、市長の定めるところにより、随時に、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該一般競争入札参加資格を有するかどうかを審査し、一般競争入札参加資格を有すると認めた者又は一般競争入札参加資格を有しないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。

2 市長は、前項の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格を有すると認める者の名簿（以下「特定調達契約等名簿」という。）を作成するものとする。

3 前項の場合において、一般競争入札参加資格及び施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により定めた指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る審

査を併せて行い、並びにこれらの資格を有すると認める者の名簿を一のものとして作成することとしているときは、当該名簿（以下「一般名簿」という。）とは別に、特定調達契約等名簿を作成するものとする。

（一般競争入札参加者の資格に関する公示）

第4条 市長は、特定調達契約の締結が見込まれるときにおける施行令第167条の5第2項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに（特定調達契約等名簿の有効期限と一般名簿のそれとを一致させている場合にあつては、一般名簿に係る同項の規定による公示と同時期に）、インターネットを利用してしなければならない。

2 市長は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (2) 前条第1項に規定する申請の方法
- (3) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (4) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（平成31年総務省告示第34号）第2号イに規定する要件を設定するかどうかの判断に当たっての基準

（一般競争入札の公告）

第5条 特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における契約規則第6条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であつて、当該最初の契約に係る入札の公告において当該一連の調達契約に係るその後の契約に係る入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたものについては、24日前）」と、「5日前まで」とあるのは「10日前まで」と、同条第3項中「高松市公告式規則（昭和41年高松市規則第28号）による掲示、インターネットの利用その

他の方法により」とあるのは「インターネットを利用して」とする。

(一般競争入札について公告する事項)

第6条 市長は、前条において読み替えて適用する契約規則第6条の規定による公告(以下「一般競争入札の公告」という。)をするときは、同条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (2) 一般競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (3) 落札者の決定の方法
- (4) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語

2 市長は、一般競争入札の公告において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称

(一般競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第7条 市長は、特定調達契約につき一般競争入札の公告をした後、当該一般競争入札の公告に係る一般競争入札に参加しようとする者から第3条第1項の申請(以下この条において「一般競争入札に係る資格審査の申請」という。)があつたときは、速やかに、その者が特定調達契約に係る一般競争入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 市長は、一般競争入札に係る資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで前項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該一般競争入札に係る資格審査の申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、一般競争入札に係る資格審査の申請をした者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便等による入札)

第8条 市長は、特定調達契約につき書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(落札者等の公示)

第9条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、インターネットを利用して公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び所在地
- (3) 落札者を決定した日
- (4) 落札者の氏名及び住所
- (5) 落札金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札の公告を行った日
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定は、第1項の一般競争入札を執行した後、その契約の目的を達成するため施行令第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号を適用し、随意契約によることとした場合において、当該随意契約の相手方が決定したときについて準用する。この場合において、これらの規定中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、前項第1号中「落札」とあるのは「随意契約」と、同項第5号中「落札金額」とあるのは「随意契約に係る契約金額」と、同項第7号中「一般競争入札」とあるのは「先の一般競争入札」と、「行った日」とあるのは「行った日及び随意契約によることとした理由」と

読み替えるものとする。

(記録の作成及び保管)

第10条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容その他必要な事項について記録を作成し、保管するものとする。

(中小企業者参加奨励契約への準用)

第11条 第3条から第7条まで及び前2条の規定は、中小企業者参加奨励契約(本市の締結する契約のうち特例政令第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないものをいう。)を締結する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	次に掲げる事項	次に掲げる事項(第5号を除く。)及び特例政令第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととした旨
第6条第2項	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び特例政令第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととした旨
第9条第2項	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び特例政令第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととした旨

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に作成する特定調達契約等名簿に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「一般名簿に係る同項の規定による公示と同時期に」とあるのは、「この規則の施行の日以後速やかに」とする。

附 則(令和元年8月28日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月18日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。